

農林水産業の持続的な発展を求める意見書

燃油・原材料価格の高騰をはじめ、サブプライムローン問題に端を発した米国発の未曾有の金融危機は、食料、飼料、肥料等の価格をも大幅に上昇させるなど、国民生活はもとより農林水産業に、重大かつ深刻な影響を与えている。

一方、世界的な食料不足により、国民に対する食料の「安定供給」がクローズアップされるとともに、輸入農林水産物の安全性が不安視される中、食品の産地偽装や不当表示なども相まって、消費者の「食の安全・安心」に対する関心が益々高まるなど、農林水産業に対する国民の期待は膨らんできている。

言うまでもなく農林水産業は、国民のいのちの糧である食料を提供するという唯一の産業であり、国土の保全、水源のかん養、良好な景観の形成など多面的な機能も有しており、国民が等しくその恩恵を享受する国民共有の財産である。

然るに、昨今の我が国の農林水産業をめぐる状況は、食料自給率が40%と低迷し、担い手の減少や高齢化の進行、WTO協定などの国際規律の強化など厳しさが増しており、これに適切に対応して我が国の農林水産業のさらなる発展を期することが急務となっている。

こうした中、国においては、「食料自給率の向上」を国家戦略として位置づけ、国内農林水産業の体質強化による食料供給力の確保に取り組んでいるが、本県においては、本県農林水産業に取り組む方々が、自信と夢を持ち続け、県民の皆様が将来にわたり農山漁村から安らぎや恩恵を受けられるよう、県として農林水産施策の方向性を明らかにした「新たな基本条例」を制定し、県を挙げて対策に取り組もうとしているところである。

国においては、こうした状況を踏まえ、次の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望する。

- 1 国の施策の推進にあたっては、自然条件や各地域の品目特性など、地域の実情に十分配慮し、体質強化が着実に図られるよう効果的な施策を講じること。
- 2 国際的に食料価格が高騰し、食料の安定供給に国民が強い不安を抱いているため、食料自給率や、食料供給力の向上を図るための各種施策を講じること。
- 3 農林水産業者の経営安定を図るため、所得の確保等の経営安定対策や農林水産物の価格安定対策を積極的に講じるとともに、その財源の確保と地方負担の軽減措置を図ること。
- 4 食料の安定供給、地球温暖化対策、地域活性化対策の観点から農林水産業が持つ多面的機能の発揮など、農林水産業の持続的な発展及び農山漁村の活性化を図る諸施策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月18日

徳島県議会議員 福 山 守